

京都市教育委員会告示第4号

別表に掲げる京都市指定有形文化財は、文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例第7条第2項の規定により平成22年6月29日付けで京都市指定有形文化財の指定が解除されたため、同条例第7条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成22年8月2日

京都市教育委員会

別表

京都市指定有形文化財

1 建造物

名称	数	指定告示
杉本家住宅 主屋 大蔵 隅蔵 中蔵 附	4棟	平成22年2月20日京都市教育委員会告示第6号

2 美術工芸品

区分	名称	数	指定告示
絵画	賢聖障子 狩野孝信筆 絹本著色賢聖図 2幅, 16枚 絹本著色松図 2枚 絹本著色獅子・狛犬図 2枚	2幅 20枚	昭和61年6月2日 京都市教育委員会告示第2号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)